

**第83条** この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 指定自動車等以外の自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査を行う場合(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。)
  - 二 法第99条に規定する自動車(指定自動車等を除く。)を新たに使用しようとする場合
  - 三 法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車(施行規則第62条の3第1項の規定に基づき型式の認定を受けたものを除く。)を新たに運行の用に供しようとする場合
  - 四 使用の本拠の位置が定められた自動車及び予備検査を受けようとする自動車に取り付けられた装置に付される条件について、施行規則第31条の2の2の規定による条件の付与のための判定を行う場合
- 2 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。